

（1）計画の基本的事項

ア．計画の位置付け

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第20条の3第1項に基づく「地方公共団体実行計画」
- ・「茨城県環境基本条例」及び「茨城県環境基本計画」に基づく環境保全に関する県自身の率先行動を定めた計画
- ・「茨城県地球環境保全行動条例」に基づく「茨城県地球温暖化防止行動計画」に掲げる行政の取組のうち、県の取組を定めた計画
- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」との連携を図った計画

イ．計画の対象範囲

- ・県が行う「全ての事務・事業」及び「全ての機関，所属及び職員」，並びに「指定管理者施設」

ウ．計画の期間

- ・2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5年間

（2）対象とする温室効果ガス

- ・二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ※パーフルオロカーボン（PFC），六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については，県の事業実態から特に排出が見込まれないことから，対象外とする。

（3）計画の数値目標等

ア．省エネルギーの推進

- ① 取組項目：電気使用量（庁舎用，事業用），公用車燃料使用量，燃料使用量（庁舎用，事業用）

② 数値目標

項目		2020（H32）年度目標	原単位
電気使用量	庁舎用	改正省エネ法に基づきエネルギー消費 原単位で2015（平成27）年度比5%削減	kWh/m ²
	事業用		kWh/m ³
公用車燃料使用量			kL/台
燃料使用量	庁舎用		kL/m ²
	事業用	kL/汚泥 t	

※ 事業用の原単位は下水処理量あたりの使用量

イ. 省資源の推進

- ① 取組項目：用紙類使用量，水道使用量，可燃廃棄物量，環境配慮型製品購入
- ② 数値目標

項目	2020（H32）年度目標
用紙類使用量	2015（平成27）年度比9.4%削減
水道使用量	
可燃廃棄物量	
環境配慮型製品の購入率	購入額ベースで90%以上

（4）具体的な取組

- ・より実効性を高めるために新たな項目を追加
（第4期計画：156項目→第5期計画：158項目）

【例】・設備機器の適正な保守・点検

設備機器の適正な保守・点検を行うことにより効率的な運転を実施し，消費電力の削減を図る。

・いばらきエコスタイルの推進

冷暖房の適切な使用を徹底するとともに，執務室等の室温に応じて服装を調節することを励行指導する。

（5）計画の推進・取組体制

